

## 第61号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料を定めるとともに、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 総務関係・2 民生関係				1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係				(1) 租税特別措置法関係			
(略)				(略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ~ 12	(略)			1 ~ 12	(略)		
13	建築基準法第42条 第1項第5号の規定 に基づく道路の位	(略)		13	建築基準法第42条 第1項第5号の規定 に基づく道路の位	(略)	

改正後				改正前			
	置指定の申請に対する審査				置指定の申請に対する審査		
14	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料	1件につき 27,000円				
15	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料	1件につき 33,000円	14	建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく <u>建築の許可</u> の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の <u>建築許可</u> 申請手数料	1件につき 33,000円
16～ 51	(略)			15～ 50	(略)		
52	建築基準法第85条第5項の規定に基づく <u>仮設興行場等の建築の許可</u> の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 期間が3月以内の場合 60,000円 (2) 期間が3月を超え1年以内の場合 120,000円	51	建築基準法第85条第5項の規定に基づく <u>仮設建築物の建築の許可</u> の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 期間が3月以内の場合 60,000円 (2) 期間が3月を超え1年以内の場合 120,000円
53	建築基準法第85条第6項の規定に基づく <u>仮設興行場等の建築の許可</u> の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 160,000円				
54	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)		52	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	

改正後		改正前	
55～ 67	(略)	53～ 65	(略)
(3) 屋外広告物関係～(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係		(3) 屋外広告物関係～(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	
(略)		(略)	
4 消防関係・5 その他共通関係		4 消防関係・5 その他共通関係	
(略)		(略)	

第2条 芦屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係・2 民生関係				1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係				(1) 租税特別措置法関係			
(略)				(略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～ 65	(略)			1～ 65	(略)		

改正後			改正前		
66	建築物の確認済証, 建築物等に係る証明等手数料 中間検査済証, 完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書若しくは指定道路図の写しの交付	1件につき 300円 (指定道路図の写しは, 縮尺2,500分の1で日本産業規格A列4番の用紙1枚を1件とする。)	66	建築物の確認済証, 建築物等に係る証明等手数料 中間検査済証, 完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書若しくは指定道路図の写しの交付	1件につき 300円 (指定道路図の写しは, 縮尺2,500分の1で日本工業規格A列4番の用紙1枚を1件とする。)
67	(略)		67	(略)	
(3) 屋外広告物関係～(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			(3) 屋外広告物関係～(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係		
(略)			(略)		
4 消防関係・5 その他共通関係			4 消防関係・5 その他共通関係		
(略)			(略)		

## 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料を定めるとともに、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 建築物に係る許認可の申請等の手数料の追加（第1条関係）

ア 次のいずれにも該当する建築物の認定の申請手数料を1件につき27,000円と定める。

(ア) その敷地が幅員4メートル以上の避難及び通行の安全上必要な基準に適合した道に2メートル以上接する建築物

(イ) 利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し一定の基準に適合するもの

(ウ) 市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

イ 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等（※）について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、公益上やむを得ないと認め建築審査会の同意を得て許可するものの申請手数料を1件につき160,000円と定める。

※ 仮設興行場等とは、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。

##### (2) 指定道路図の写しの大きさを指定する「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改める。（第2条関係）

##### (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

(1) 2(1)及び(3)の規定 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律の施行

の日のいずれか遅い日

(2) 2 (2)の規定 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日

○ 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（敷地等と道路との関係） 第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの</p>	<p>（敷地等と道路との関係） 第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならぬ。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（仮設建築物に対する制限の緩和） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第一百一条第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合において、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p> <p>6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</p>	<p>（仮設建築物に対する制限の緩和） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合において、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



○ 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）（第二条関係）（抄） （傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>産業標準化法</p> <p>〔日本産業規格〕                  第二十条 第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された産業標準は、日本産業規格という。                  2 何人も、第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された産業標準でないものについて日本産業規格又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。</p>
<p>改正前</p>	<p>工業標準化法</p> <p>〔日本工業規格〕                  第十七条 第十一条の規定により制定された工業標準は、日本工業規格という。                  2 何人も、第十一条の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。</p>